

建築基準法（以下「法」という。）第76条の3第2項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、同条第4項の規定において準用する同法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第76条の3第4項の規定において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年1月8日

京都市長 榎本頼兼

1 建築協定の名称

京都市左京区半鐘山地区建築協定

2 申請者の住所及び氏名

大阪市北区西天満4丁目10番3号

由利土地株式会社 代表取締役 由利佳久

3 建築協定区域

京都市左京区銀閣寺前町41番地の5の一部

4 建築協定の事項

建築物の敷地、用途及びその他の事項

5 協定の期間

10年間

6 認可年月日及び番号

平成19年12月26日第13-007号

(都市計画局建築指導部建築指導課)